

令和7・8年度玖珠町小規模修繕業務等業者登録 申請要領

1. 小規模修繕業務等業者登録制度とは

この登録制度は、玖珠町が発注する小規模な修繕業務等のうち、建設業として玖珠町の入札参加資格を有していない者でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約（30万円以下）」を希望する業者を登録し、修繕業務等を契約する際の見積業者選定の際の対象とするものです。

登録申請をすると「玖珠町小規模修繕業務等業者登録名簿」に登載されます。

この名簿は全庁に公開し、玖珠町が発注する小規模な修繕等の業者選定に活用されますが、見積や契約を約束するものではありません。

〈登録できる者〉

- ①玖珠町内に主たる事業所を置き、玖珠町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者（法人個人、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません）。
- ②町税の滞納のない者。

〈登録できない者〉

- ①玖珠町内に主たる事業所を置いていない者（法人においては他の市町村に本店がある場合、個人においては玖珠町に住民登録をしていない者など）。
- ②小規模修繕業務等に係る契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ③玖珠町競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- ④集团的又は恒常的に暴力的不法行為を行うことが明らかであると認められる者。
- ⑤関係法令に違反し又は不誠実な行為等があり、契約の相手方として適当でないと認められる者。

2. 申請受付期間と登録の有効期間

受付期間 令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

※上記の受付期間に申請書を提出しなかった場合も、登録を行おうとする年度の1月31日まで随時受付を行います、申請を行った翌月の1日からの登録となります。

3. 登録申請の方法

登録申請書に必要書類を添えて玖珠町役場契約検査課（2階）へ提出してください。

4. 提出するもの

- ①玖珠町小規模修繕業務等業者登録申請書
- ②誓約書
- ③町税完納証明書（原本）

法人の場合・・・法人に係る完納証明書

個人の場合・・・代表者の完納証明書

発行場所：玖珠町役場 税務課

※令和7年1月1日以降の証明日であること。証明には手数料が必要です。

- ④希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を証明する書類の写し

※①②の様式は、町ホームページからダウンロードしてください。

〈申請書の書き方〉

- ①「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- ②「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- ③「代表者の職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- ④この申請書に押印は必要ありません。
- ⑤修繕希望業種は、申請書裏面の業種コード表の中から選択してください。
(注) 確実に履行可能な業種以外は記入しないでください。

5. 登録事項の変更等

登録事項に変更があった場合や、事業を廃止した場合は、「変更届」を速やかに提出してください。

6. 登録の取り消し

次のいずれかに該当した場合、登録を取り消します。

- ①登録名簿に登録されている業者が上記の「登録できない者」に該当するようになった場合
- ②倒産又は破産した場合
- ③契約・業務に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為等の不正または不誠実な行為等があった場合

7. 契約に関する一般的事項

- ①見積業者に選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積業者に選定されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いいたします。
- ②契約を締結することとなった場合は、担当課（発注元の課）の指示に従って必ず書面（請書もしくは契約書）により契約します。この場合、契約保証金は原則として免除します。
- ③契約の履行は玖珠町契約規則、玖珠町契約規則施行細則、玖珠町公共工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請（丸投げ）及び玖珠町が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- ④請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前払金はありません。

8. お問い合わせ・提出先

契約検査課 契約検査班（玖珠町役場 2 階）

電話 0973-72-1892（直通）